

【別紙 2】

こども支援施設等設計業務プロポーザル評価基準

1 評価項目及び評価内容について

以下の評価項目及び評価内容に基づき採点する。

	評価項目	評価内容	配点	
1	業務履行能力	設計事務所の技術者数・同種・類似業務実績数	20	
2	業務実施体制	配置予定技術者及び担当技術者の業務実績数	20	
3	技術提案点 (テーマ①) 施設計画及びコスト縮減関連	(1) 建設計画・配置計画 ・本複合施設を設計する際の問題点や、それに対する解決方法についての提案。 ・建物外形とその配置により生ずる動線(外部道路への接続性含む)の安全性と敷地の有効活用の提案。	10	15
		(2) ライフサイクルコストの縮減 ・建築物の質を保ちつつ建設費を予算内に収めるための考え方や維持管理費等の削減についての提案。	5	
5	技術提案点 (テーマ②) 施設運用	(1) 避難対策 ・災害時の避難行動に対する課題とその解決方法についての提案。	7	30
		(2) 利用者への配慮 ・ユニバーサルデザインを踏まえた施設の考え方の提案。 ・車椅子の利用者の利便性ほか、他の障がい者等にも配慮した安全の確保と身体的負担の軽減についての具体的な考え方の提案。 ・利用者のプライバシーに配慮した諸室についての考え方の提案。	10	
		(3) 感染症対策 ・感染症対策を意識した施設、設備、機能(3密回避、換気機能)の考え方の提案。	8	
		(4) 配慮事項 ・敷地内「現わかたけ」を運営しながらの工事となる	5	

		ことから、工事期間中の子どもや教職員の安全性及び隣接小中学校や近隣地域住民への安全配慮についての考え方の提案。	
6	技術提案点 (テーマ③) 独自提案	独自提案	5
7	業務コスト	設計委託料 (参考見積)	10
合 計			100

2 評価の方法について

- ① 提案者が提案書の説明を15分以内で行い、その後、説明に対する質疑応答を行う。プレゼンテーション終了後、各審査委員は上記の評価項目、細項目及び評価内容に基づき、提案者ごとに点数評価を行う。
- ② 各審査委員の持ち点（100点）を合算した値（満点）の6割を最低基準点とし、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない提案者は選外とする。
- ③ 各審査委員の評価点を合算した値が最も高い提案者を受託候補者として特定する。ただし、評価点が同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として特定し、さらに見積書の金額も同額の場合は、審査委員会の多数決により受託候補者として特定する。
なお、受託候補者に特定された者が辞退した場合、もしくは実施要領「4. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として特定する。その場合においても最低基準点を満たす者とする。
- ④ 提案者が1者のみの場合で、各審査委員の評価点を合算した値が最低基準点を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。